

令和8年度答申第12号
令和8年6月9日

諮問番号 令和8年度諮問第6号（令和8年5月1日諮問）
審査庁 外務大臣
事件名 限定旅券発給処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、外務大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、旅券法（昭和26年法律第267号）3条1項の規定に基づき、一般旅券の発給の申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は同法13条1項1号に掲げる者に該当するとして、同法5条2項の規定に基づき、渡航先を「A国を除く。」、有効期間を「2年」とした一般旅券（以下「本件限定旅券」という。）を発給する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）旅券の定義

旅券法2条2号は、一般旅券とは公用旅券以外の旅券をいうと規定し、同条1号は、公用旅券とは国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用

人に対して発給される旅券をいうと規定する。

(2) 一般旅券の発給の申請

旅券法3条1項は、一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に対し、一般旅券発給申請書、戸籍謄本、申請者の写真等を提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない旨規定する。

(3) 一般旅券の発行

ア 旅券法5条1項本文は、外務大臣は、同法3条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が10年の数次往復用の一般旅券を発行する旨規定する。また、同法5条1項ただし書は、当該発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を5年とする旨規定し、同項1号は、有効期間が5年の一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して申請する者である場合を掲げる。

イ 旅券法5条2項は、外務大臣は、同法13条1項各号のいずれかに該当する者に対し一般旅券を発行するときは、同法5条1項の一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を10年（当該一般旅券の発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、5年）未満とすることができる旨規定する（以下同条2項の規定に基づいて発行する一般旅券を「限定旅券」といい、同条1項の規定に基づいて発行する一般旅券を「通常旅券」という。）。

そして、旅券法13条1項1号は、渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者を掲げる。

(4) 限定旅券を発給する場合の通知

旅券法14条は、外務大臣は、同法5条2項の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を10年（一般旅券の発給の申請をする者が、同条1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは5年）未満とすると決定したときは、速やかに、理由を付した書面をもって一般旅券の発給を申請した者にその旨を通知しなければならない旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和6年1月a日、A国政府から退去強制処分を受け、同月b日に帰国した。

(渡航事情説明書、令和6年1月c日付けB発電報第50号(領安主管))

(2) 審査請求人は、令和7年2月14日、処分庁に対し、旅券法3条1項の規定に基づき、有効期間が5年の一般旅券の発給の申請(本件申請)をした。

(一般旅券発給申請書(令和7年2月14日受理))

(3) 処分庁は、令和7年4月14日付けで、審査請求人に対し、「貴殿は、A国への入国が制限されている者であることが確認されたことから、旅券法第13条第1項第1号に該当しています」との理由を付して、渡航先を「A国を除く。」、有効期間を「2年」とした限定旅券(本件限定旅券)を発給する処分(本件処分)をし、「一般旅券の発給等に係る通知について」と題する書面をもって、その旨を通知した。

(「一般旅券の発給等に係る通知について」と題する書面)

(4) 処分庁は、令和7年4月17日、本件限定旅券を発行し、同月28日、審査請求人に交付した。

(一般旅券発給申請書(令和7年2月14日受理))

(5) 審査請求人は、令和7年5月28日(消印日)、審査庁に対し、本件処分を不服として審査請求をした。

(審査請求書、審査請求書送付時の封筒の写し)

(6) 審査庁は、令和8年5月1日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

「旅券有効期間は2年はおかしいと思う。5年、10年願います。※私はC国の就労ビザを習得(原文ママ)したい。」

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却すべきであるとした上で、以下のとおり主張する。

1 論点整理

(1) 審査請求人は、上記第1の2(1)のとおり、A国において不法滞在をしたとして、強制送還の処分を受け、令和6年1月b日に自費で帰国したと認められる。処分庁においては、本件処分を行うに際し、審査請求人がA国への入国が制限されている者であることが確認されたとしている。審査請求人は、本件申請に係る渡航事情説明書においては、入国禁止措置はないと申

告しているが、本件審査請求において、A国側の入国制限措置の有無や渡航先からA国が除かれた点については争っていない。

- (2) 審査請求人は、本件処分について、旅券の有効期間が「2年」であることに對し不服を申し立てており、旅券法13条1項1号の目的に照らし、本件処分の「2年」という有効期間が不当に短い期間であるかについて判断する必要がある。この点に關し、審査請求人の渡航の必要性等を具体的に考慮した上で渡航計画に支障のない内容で有効期間を「2年」に限定したとされる処分庁の判断に、裁量権の逸脱や濫用があったかという観点も含め、検討する。

2 審理員意見書の理由

- (1) 旅券法13条1項は、外務大臣は、一般旅券の発給を受けようとする者が同項各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給をしないことができる旨規定し、同項1号において、「渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者」を掲げているところ、同法3条に基づく一般旅券の発給の申請は、外務大臣が指定する地域以外の全ての地域を渡航先として記載した一般旅券の発行を求めるものであるから、同法13条1項1号にいう「渡航先」とは、外務大臣が指定する地域以外の全ての地域をいい、いずれかの国に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者は、同号に該当するものと解される。そして、同法5条2項は、外務大臣は、同法13条1項各号のいずれかに該当する者に対し一般旅券を発行するときは、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を10年未満とすることができる旨規定するところ、これは、同項各号のいずれかに該当する者に対して、一定の期間内に特定の渡航先へ渡航する限りにおいては限定旅券を発給することが相当であると判断される場合にも、渡航先又は有効期間を個別に限定して記載していない通常の一般旅券の発給を一律的に拒否せざるを得ず、必要以上に外国への渡航が制限される事態となるおそれに考慮する趣旨があるものと解される。

- (2) 上記(1)のとおり、旅券法5条2項は、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を10年未満とすることができる旨規定することから、本件のように、申請者が同法13条1項1号に該当する場合に通常の一般旅券を発給するか又は限定旅券を発給するか、限定旅券を発給する場合に有効期間をいかに限定するかの判断は、外交を専門に担当する外務大臣の裁量に委ねられており、外務大臣が、ある国から入国禁止とさ

れた者による旅券発給申請に対して、同号に基づき、限定旅券を発給する処分をした場合において、当該者を入国禁止とした国と我が国との間の二国間の信頼関係を維持すること、ひいては国際的な法秩序の維持や我が国の国際社会における信頼関係の維持に資することという同号の目的に照らして、当該処分が合理的かつ必要やむを得ない限度のものとはいえないときは、同処分は、外務大臣が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したのものとして違法になり、裁量権の行使が不適切であるときは不当となるというべきである。

(3) この点について、旅券法5条2項として限定旅券の発行が規定された趣旨に加え、一般旅券発給申請書において「刑罰等関係」欄に該当する事項がある場合は、「今回の渡航先」及び「渡航目的（具体的に）」を記載する欄が設けられていることにも鑑みれば、外務大臣は、同法13条1項各号列記以外の部分及び同項1号並びに同法5条2項の規定に基づいて判断を行うに当たっては、申請に際して一般旅券発給申請書又は渡航事情説明書に記載された渡航先に関する説明の内容に基づき、その記載の内容の範囲で検討を行えば足りるものと解するのが相当である。

(4) 審査請求人は、本件申請に係る一般旅券発給申請書において、「渡航目的」として「就労ビザ申請」、「今回の渡航先」の国名として「C国」のみを記載しており、また、本件申請に係る渡航事情説明書において、「渡航予定期間」として「令和7年5月10日～令和8年5月10日」、「渡航の必要性」として「就労ビザ申請をして、1年間C国で仕事をするため」と記載しているのみで、査証取得等に必要と見込まれるおおよその日数についても記載しておらず、渡航期間等に関し、このほかに具体的な記載は認められない。これらのことを踏まえると、処分庁が、審査請求人に対し、旅券の有効期間を「2年」に限定した本件処分は、審査請求人が「渡航予定期間」として「令和7年5月10日～令和8年5月10日」としか記載せずに申請したことに基づくものであり、本件処分により審査請求人が予定していた渡航を阻害した又は渡航に支障が生じていたとほうかがうことはできない。

(5) したがって、処分庁が本件処分において有効期間を「2年」としたことは不当だとする審査請求人の主張は、採用することができず、本件処分に処分庁による裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

3 結論

上記のことから、本件処分は、旅券法13条1項1号の目的に従って外務大臣の裁量権が行使されたものであると認められ、違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定に基づき、棄却されるべきであると結論する。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和8年5月1日、審査庁から諮問を受け、同年6月4日、調査審議をした。

また、審査庁から、令和8年5月28日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によれば、本件では、本件審査請求（令和7年5月28日（消印日））から当審査会への諮問（令和8年5月1日）まで約11か月の期間を要しており、①本件審査請求（令和7年5月28日）から処分庁への審査請求書の副本送付及び弁明書の提出依頼（同年9月4日）までに約3か月、②審理員指名書の補正（同年7年7月9日）から審理員の指名通知（同年11月4日）までに約4か月の期間を要している。これらの理由について審査庁に照会したところ、①については、別事件の口頭意見陳述対応期間中に同時並行で複数の事件を進行管理することに限りがあったが、令和7年度答申第75号等も踏まえ事件の手続の迅速化に改めていきたいと回答があり、②については、他案件対応中に同時並行で複数案件を運用・管理することが十分にできていなかったものの、今後は改めていきたいとの回答があった。

しかし、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

- (2) 上記（1）で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

- (1) 上記第1の2（1）のとおり、審査請求人は、令和6年1月a日、A国政府から退去強制処分を受け、同月b日に帰国したことが認められる。そして、本件処分に当たり、処分庁の審査の過程において、審査請求人がA国への入国が禁止されている者であることが確認されている（令和7年3

月14日付けA国発電報第797号（領旅主管））。

したがって、審査請求人は、本件処分当時、旅券法13条1項1号に該当する者であったといえる。

- (2) 本件のように、申請者が旅券法13条1項1号に該当する場合に通常旅券を発給するか又は限定旅券を発給するか、限定旅券を発給する場合に渡航先や有効期間をどうするか判断は、外交を専門に担当する外務大臣の裁量に委ねられており、外務大臣が、ある国から入国禁止とされた者による旅券発給申請に対して、同号に基づき、限定旅券を発給する処分をした場合において、当該者を入国禁止とした国と我が国との間の二国間の信頼関係の維持、ひいては国際的な法秩序の維持や我が国の国際社会における信頼関係の維持という同号の目的に照らして、当該処分が合理的かつ必要やむを得ない限度のものとはいえないときは、同処分は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したのものとして違法になり、裁量権の行使が不適切であるときは不当となるというべきである。

そこで、本件処分につき検討すると、審査請求人が本件申請の際に提出した渡航事情説明書には、以下のとおり記載されている。

ア 職業、勤務先

「なし」、「なし」

イ 渡航目的

「就労ビザ申請」

ウ 渡航先（経由地を含む）

「C国」

エ 渡航予定期間

「令和7年5月10日～令和8年5月10日」

オ 渡航の必要性

「就労ビザ申請をして、1年間C国で仕事をするため。」

これに対し、本件処分では、渡航先を「A国を除く。」、旅券の有効期間を「2年」とする本件限定旅券が発給されているところ、審査請求人は、旅券の有効期間が「2年」とされたことを不服としている。

そこで、本件処分において旅券の有効期間が「2年」とされたことについて検討すると、審査請求人は、本件申請時に、上記エ及びオのとおり、渡航予定期間を「令和7年5月10日～令和8年5月10日」、渡航の必要性を「就労ビザ申請をして、1年間C国で仕事をするため」と記載してい

る一方で、査証取得等に必要と見込まれるおおよその日数を空欄としており、具体的に必要な期間を申告していない。旅券法5条2項は、限定旅券の有効期間について10年（申請者が同条1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは5年）未満にすることができると規定するにとどまるから、限定旅券の有効期間をどの程度の期間とするかについては、外交を専門に担当する処分庁の裁量に委ねられていると解されるどころ、本件限定旅券は令和7年4月17日付けで発行され、その有効期間は2年とされていることから、審査請求人が申告した上記エの渡航予定期間は本件限定旅券の有効期間に十分な余裕をもって含まれている。したがって、本件処分は、審査請求人の渡航計画を阻害したり断念させたりするものとはいえない。

- (3) 以上に鑑みると、本件処分における審査請求人に対する旅券の有効期間の制限は、旅券法13条1項1号の目的に照らし、合理的かつ必要やむを得ない限度のものというべきである。

よって、本件処分は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものととして違法であるとは認められず、また、裁量権の行使が不適切なものとして不当であるとも認められない。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	中	原	茂	樹	
委	員	福	本	美	苗	